

企 画 競 争 概 要

1 業務概要

- (1) 業務委託名 農村地域防災減災事業岩手 14 期地区（奥州管内）ため池劣化状況評価業務委託
- (2) 業務場所 奥州市 地内
- (3) 業務内容 ため池劣化状況調査 40 池
- (4) 履行期間 契約の翌日から令和 8 年 12 月 11 日まで
- (5) 業務予定額 業務予定額の上限は、19,526 千円（税抜）とする。
- (6) 目 的 岩手県内における防災重点農業用ため池の劣化状況評価に関する業務を行うものである。調査及び評価方法については、別添「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き（農林水産省農村振興局整備部防災課令和 3 年 3 月）」（https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/）に従い実施するものである。
- (7) 仕 様 特記仕様書、契約設計書（金抜き）及び図面による。

2 見積書を徴収する相手方の特定

見積書を徴収する相手方は、企画競争に参加した者のうち、4 に示す企画提案書を審査し、評価点が最も高い者とする。

3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当するものであること。

- (1) 「R8・R9 建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、「令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格(全省統一資格・「役務の提供等」)」を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第 3 (7) に示す技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 「建設関連業務に係る指名停止措置基準(平成 18 年 6 月 6 日付け建技第 141 号)」による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 県内において過去 10 年間(平成 28 年度から令和 7 年度)において、同種・類似業務の実績があること。
同種業務：「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」に基づき実施された調査業務
類似業務：ダム（砂防堰堤及び治山ダムを除く）又はため池の調査・設計業務（ダム・ため池の耐震解析業務、諸元調査、氾濫解析業務含む）
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。
- (7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～ケのいずれかに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において、3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 技術士(総合技術監理部門：農業－農業農村工学)

イ 技術士(農業部門：農業農村工学)

ウ R C C M(農業土木)で、同種・類似業務の管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が 20 年以上で、同種・類似業務に

- おける管理技術者の実績を有する者
 オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上で、同種・類似業務に
 おける管理技術者の実績を有する者
 カ 農業土木技術管理士
 キ 農業水利施設機能総合診断士
 ク 農業水利施設補修工事品質管理士
 ケ 農業用ため池管理保全技士

4 業務企画に関する提案書（企画提案書）の提出

(1) 受付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月11日（木）

受付は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法等

参加者は、次に示す資料を9に示す応募・照会等窓口を持参又は郵送のうえ、提出すること。

ア 提出資料

「企画提案書の提出について」（様式 企-1）1部

イ 留意事項

提出する企画提案書は1者につき1点に限る。

また、企画提案書を提出しなかった者は、契約候補者として選定しない。

ウ 企画提案書の記載内容は以下の項目とする。

記 載 項 目	記 載 内 容	企画提案書様式
業務の実施方法及び手順等	劣化状況評価における各作業項目の実施方法及び手順等を具体的に記載すること。	様式1
業務の実施工程	ため池全体の実施工程を具体的に記載すること。なお、着手日は、企画競争概要の公告日に40日を加算した日とする。	様式2
実施体制	各作業項目の実施体制及び配置予定者（担当者）について記載すること。	様式3
過去の業務実績	県内における同種・類似業務の過去10年間（平成28年度から令和7年度）の全ての実績を記載すること。	様式4
価 格	企画提案書の内容を踏まえた積算内訳を記載すること。 積算内訳書の内容について、別途聞き取り調査等を行う場合がある。 なお、見積書を徴収する相手方に特定された場合は、積算内訳書の合計金額を超えた価格での見積書の提出はできないものとする。	様式5

(3) 評価の項目及び内容は、以下のとおりとする。

評価項目	評価内容
業務の実施方法及び手順等（業務目的、業務理解度）	業務の目的及び内容を理解し、ため池の劣化状況評価を実施するに当たり、各作業項目の実施方法及び実施手順等が妥当であるかどうか。また、実施方法及び実施手順等に工夫・提案があるかどうか。
業務の実施工程（的確性）	業務全体の工程が妥当であるかどうか。また、工程管理等に工夫がみられるか。
実施体制（技術力）	各作業項目の実施体制は妥当か。また、配置予定者（担当者）は、業務に有効な経験・資格を有しているか。
過去の業務実績（確実性）	会社等が、過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）における同種・類似業務の実績をどの程度有しているか。
価格（経済性）	費用が妥当であり、かつ経済的に有利であるか。

5 質問書の受付及び回答方法

本公告に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和 8 年 6 月 4 日（木）までに、9 に示す応募・照会等窓口に提出すること。また、質問書に対する回答は、令和 8 年 6 月 9 日（火）までに書面により回答する。

6 審査結果の通知

企画競争に参加した者に対しては、企画提案書の審査結果を通知する。

7 委託先の特定

- (1) 委託先の特定は、別に設置する選定委員会において、企画提案書の内容を基に行う。
- (2) 審査基準は、「企画提案評価表」のとおりとする。
- (3) 審査は非公開とする。
- (4) 選定委員会の審査員は公表しない。

8 その他

- (1) 応募資格を満たしている者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、応募資格を認めないことがある。
 - ア 不正又は不誠実な行為があること。
 - イ 経営状況が著しく不健全であると認められること。
 - ウ 県営建設関連業務に係る業務評価が著しく不良であること。
 - エ 労働福祉の状況が受注者として不相当であると認められること。
 - オ その他、不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不相当であると認められること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する場合。
 - イ 記名押印をしていない場合。

- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。
- エ 経常共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない場合。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出した者の負担とし、当該企画競争が中止された場合であっても、その補償を請求することができないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、当該企画競争に係る事務以外に使用しない。
- (6) 一度提出した企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の対象業務であり、第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。
- (8) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

9 応募・照会等窓口

〒023-1111 岩手県奥州市江刺大通り 7-13

岩手県県南広域振興局農政部農村整備室 農村計画課

Tel 0197-35-8441 Fax0197-35-8447